

・ **配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額がある場合（B）**

配当所得や株式等譲渡所得を申告しており、特別徴収された住民税（配当割額・株式等譲渡所得割額）がある場合は、「配当割額控除額」・「株式等譲渡所得割額控除額」欄に特別徴収された住民税（配当割額・株式等譲渡所得割額）をそれぞれ正しく記載いただくと、住民税の税額控除が適用されます。

・ **給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択（C）**

給与・公的年金等の所得以外に副業や一時所得など、他の所得がある場合、その分の税額を、全額給与から差引き（特別徴収）するか、納付書等で個人納付（普通徴収）するかを選択できます。

普通徴収を希望される場合は、必ず「給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」の欄の「自分で納付」を選択してください。記載がなければ、原則、特別徴収となります。

・ **寄附金税額控除（D）**

住民税で控除対象となる寄附金（ふるさと納税等）を確定申告している場合は、「寄附金税額控除」の欄に対象となる寄附金額をそれぞれ正しく記載いただくと、住民税の税額控除が適用されます。